



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

2

2022

いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。

お風邪など召ませぬようお気を付けてください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

税制改正

金融所得課税の強化、暦年課税見直しは先送り

2022年度税制改正大綱は、次年度以降に検討を先送りした重要項目が目立ちます。それは、岸田文雄首相が意欲を示していた金融所得課税の強化と、「暦年課税」の見直しを念頭に置いた相続税・贈与税のあり方の検討です。大綱では、金融所得課税について、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことから、所得税負担率が低下する状況がみられる」として、課税のあり方を検討する必要性を明記しました。

金融所得課税の税率は現在一律20%のため、株式譲渡益や配当などの金融所得割合が相対的に高い高所得層は、株式譲渡益がいくら大きくなっても、累進的に課税されることはなく、年間の所得が1億円を超えると所得税負担率が低下する“1億円の壁”と呼ぶ問題が指摘されています。そこで、税負担の公平性の面から、その1億円の壁の解消を目指します。ただし、具体的な議論は2023年度税制改正に先送りされています。

また、相続税・贈与税のあり方の見直しが2021年度税制改正大綱に引き続き盛り込まれました。2015年に相続税の基礎控除額が引き下げられて以降、相続税の課税対象者が増加したことから、相続対策として「暦年贈与」と「相続時精算課税」の生前贈与が活用されている。大綱は、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要との考えを示しました。

その上で、「諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度の在り方を見直すなど、資産移転の時期に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」との考えを明記しました。「暦年贈与」は、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかからないことから、多くの納税者が相続対策として利用しています。

その暦年贈与の効果が下がるような見直しが行われたらインパクトは大きいです。見直しの方向性としては、一つは暦年贈与を廃止し相続時精算課税制度のみを残す方法か、もう一つは暦年課税を存続させるが、実態は相続税に近づける方法が考えられる。暦年贈与の突然の廃止は国民の影響が大きいことから、可能性が高いのは、暦年課税を相続税に近づける方法が考えられます。